

介護保険料(令和6年度～令和8年度)								
保険料段階	対象となる方(所得基準)			負担割合	保険料率(円)	10円未満の端数を切り捨て	年間の保険料額(円)	おおむねの月額(円)
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方			基準額×0.285 (基準額×0.455)	22,543 (35,990)		22,540 (35,990)	1,878 (2,999)
第2段階	本人が市町村民税 非課税 の方	世帯の全員が市町村民税非課税の方	本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が80万9千円以下の方(令和6年度は80万円以下)	基準額×0.285 (基準額×0.455)	22,543 (35,990)		22,540 (35,990)	1,878 (2,999)
第3段階			本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が120万円以下の方	基準額×0.382 (基準額×0.582)	30,216 (46,035)		30,210 (46,030)	2,518 (3,836)
第4段階			上記以外の方	基準額×0.67 (基準額×0.675)	52,995 (53,391)		52,990 (53,390)	4,416 (4,449)
第5段階			世帯内に市町村民税課税者がいる方	本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が80万9千円以下の方(令和6年度は80万円以下)	基準額×0.9		71,188	71,180
第6段階		上記以外の方		基準額	79,097		79,090	6,591
第7段階	本人が市町村民税 課税 の方	本人の前年中の「合計所得金額」※が125万円未満の方		基準額×1.15	90,962		90,960	7,580
第8段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が125万円以上200万円未満の方		基準額×1.25	98,872		98,870	8,239
第9段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が200万円以上300万円未満の方		基準額×1.5	118,646		118,640	9,887
第10段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が300万円以上350万円未満の方		基準額×1.7	134,465		134,460	11,205
第11段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が350万円以上400万円未満の方		基準額×1.8	142,375		142,370	11,864
第12段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が400万円以上500万円未満の方		基準額×1.9	150,285		150,280	12,523
第13段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が500万円以上600万円未満の方		基準額×2.1	166,104		166,100	13,842
第14段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が600万円以上700万円未満の方		基準額×2.3	181,924		181,920	15,160
第15段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が700万円以上1,000万円未満の方		基準額×2.5	197,743		197,740	16,478
第16段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が1,000万円以上1,500万円未満の方		基準額×2.7	213,562		213,560	17,797
第17段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が1,500万円以上2,000万円未満の方		基準額×2.9	229,382		229,380	19,115
第18段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が2,000万円以上3,000万円未満の方		基準額×3.1	245,201		245,200	20,433
第19段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が3,000万円以上の方		基準額×3.3	261,021		261,020	21,752

※ 合計所得金額(地方税法292条第1項第13号)とは、年金・給与・事業等の収入金額から必要経費に相当する額を控除した金額で、基礎控除や扶養控除、医療費控除等の税法上の各種所得控除や、土地、建物や株式の譲渡所得がある場合の特別控除、繰越控除等を行う前の金額です。ただし、平成30年度からは、保険料段階の判定において、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。さらに、本人が市町村民税非課税の場合には、当該合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除し、また令和3年度からは税制改正への対応として下記を控除した額を用います。

(第1～6段階の方)①給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、所得金額調整控除の適用がある場合は、給与所得金額にその控除額を加えた後、10万円を控除。

② ①に該当しない方で給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除。

※ 課税年金収入額とは、非課税年金(遺族、障害、老齢福祉年金)を除く公的年金等収入額をさします。

※ 第1段階から第4段階の方の年間保険料額は、政令に基づき本来額(上の表中()内の額)から減額されています。

※ 令和7年度の年間保険料においては、令和6年に支給される老齢基礎年金(満額)が80万円を超えたことに伴い、第2段階及び第5段階の所得基準が、これまでの「課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下」から「80万9千円以下」に介護保険法施行令が改正されました。